

令和2年4月16日

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学長
県内公立大学（県立を除く）の長 様
県内私立大学の長

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
施設の使用制限等の協力要請等について

本日、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域とした緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県としてもこのような状況を踏まえ、県下全域を対象とし、5月6日（水）までの間、県民の皆様に対し特措法第45条第1項に基づく徹底した外出自粛の要請をするとともに、県内団体等の皆様に対し特措法第24条第9項に基づき4月18日（土）から5月6日（水）の間、施設の使用制限等の協力要請等を行うこととしました。

貴団体におかれましては、学生並びに教職員の方々に広く周知いただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今後も、県民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいります。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

※ 施設の使用制限等の詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・「休業協力要請」について